

第 3 7 6 次結社の自由委員会報告書（抄）
（第 2 8 4 4 号案件）

（厚生労働省国際課仮訳）

【委員会の指摘（イントロダクション部分）】

パラグラフ 5 9

委員会は、政府及び申立人から提供された当該事案における直近の進展状況に十分に留意する。委員会は、東京都労働委員会の救済命令に関し、最高裁判所において係属中の訴訟の結果に関するあらゆる情報を引き続き提供するように政府に要請する。委員会は、146名の労働者が当該企業（注：日本航空インターナショナル）との間で法的拘束力のある契約の存在の確認を求めて提起した訴訟について、整理解雇は合法かつ有効であるとした2015年2月4日及び5日の最高裁判所の最終的判断に留意する。

パラグラフ 6 0

また、委員会は最高裁判所の判決を踏まえた当該企業の声明、特に解雇の撤回又は復職の要求を受け入れることは困難であるということに留意する。当該企業は、さらに、単に当該企業の財政状況及び業績が改善していることのみを理由として、退職した5700人のうち余剰とされた165人の労働者を救済する取決めを行うことは公平ではないと考える旨述べていた。委員会は、当該案件の直近の進展状況を考慮し、当該会社と労働組合との間で意味のある対話を維持する重要性を再度強調する。委員会は、余剰とされた労働者の問題に関し、真摯な協議が行われてきたかどうかについて、組合と使用者の間に見解の相違があると認識している。委員会は、当該企業がこの問題について、当該企業に関係するあらゆる組合との協議に引き続き応じることを期待するとともに、申立人が法律に沿って団体交渉することが拒否されていると考えるのであれば、当該問題を労働委員会に申し立てることができることに言及する。

パラグラフ 6 1

最後に、委員会は、紛争解決に向けた労使交渉を要求したとする2015年3月から4月の国会における政府の発言とJALによる不当労働行為に関する案件（第369号）に関する2015年6月18日付の東京高等裁判所の判決とに言及する2015年9月5日付の申立組合からの連絡に留意する。委員会は政府にこれらに関するコメントを提供することを要求する。